

A-6 電波の型式の表示に関する記述として、その内容が誤っているものはどれか。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「A1A」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないものであり、かつ、伝送情報の型式が電信であって聴覚受信を目的とするものの電波の型式を表示する。
- 2 「C3F」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって独立側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであり、かつ、伝送情報の型式がファクシミリ電波の型式を表示する。
- 3 「F3E」は、主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであり、かつ、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する。
- 4 「J3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであり、かつ、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する。

A-7 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が  A の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の  B その温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

	A	B
1 当該送信装置		温度係数にかかわらず
2 当該送信装置		温度係数に応じて
3 試験用		温度係数に応じて
4 試験用		温度係数にかかわらず

A-8 次の記述は、変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、 A によって搬送波を変調する場合には、変調波の  B において  C パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

	A	B	C
1 音声その他の周波数		せん 尖頭値	±100
2 音声その他の周波数		平均値	±85
3 音声		平均値	±100
4 音声		せん 尖頭値	±85

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞<sup>おそれ</sup>がある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが  B であるときに人命の救助、 C、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1 電気通信業務の通信		著しく困難	財貨の保全
2 電気通信業務の通信		非能率的	災害の救援
3 有線通信		非能率的	財貨の保全
4 有線通信		著しく困難	災害の救援